

一般財団法人岩手県建築住宅センター建築確認申請サービス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人岩手県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築基準法第6条の2第1項に規定する確認の申請（以下「建築確認申請」という。）をする設計事務所等に対してプリペイドカードを進呈する（以下「本サービス」という。）にあたり、その諸条件を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程における主な用語は、以下のとおりとする。

- (1) 「設計事務所等」とは、建築確認申請を行う事業所又はこれを代行する事業所をいう。
- (2) 「Cポイント」とは、本サービスで付与するポイントの名称をいう。
- (3) 「書面申請」とは、従来の紙による申請をいう。
- (4) 「電子申請」とは、デジタル行政推進法第6条に規定する申請をいう。

(会員登録)

第3条 本サービスは、センターが設計事務所等の申請に基づきCポイントサービス会員（以下「会員」という。）の登録を行い、Cポイントカード（様式1）（以下「ポイントカード」という。）を交付した会員に提供する。

- 2 会員登録の申請は、本規程に同意した上で、Cポイントサービス会員登録申請書（様式2）により行なうものとする。
- 3 会員登録は、事業所単位とし、個人名の登録はできないものとする。

(ポイントの付与・プリペイドカードの進呈)

第4条 センターは、会員の登録を行った場合は5ポイントを付与又は500円のプリペイドカードを進呈する。

- 2 センターは、会員が建築確認申請（計画の変更申請を除く。）を行った場合にポイントの付与又はプリペイドカードを進呈する。
- 3 書面申請の場合、前項のポイントは1申請につき1ポイントとする。
- 4 電子申請の場合、第2項のプリペイドカードの額は、1申請につき500円とする。
- 5 その他、センターが特に必要と認めた場合、ポイントの数及びプリペイドカードの額を別に定めて付与することができる。

(ポイント・プリペイドカードの管理)

第5条 センターは、会員が獲得したポイント数及び使用したポイント数をCポイント管理台帳（様式3）により管理する。

- 2 ポイント及びポイントカードの紛失・盗難による再発行はできないものとする。

(ポイントの譲渡)

第6条 会員は、保有するポイントを他の会員に譲渡することはできないものとする。

(ポイントの交換)

第7条 会員は、保有する20ポイントを額面2,000円のプリペイドカードと交換することができる。ただし、獲得したポイントを現金に換金することはできない。

2 前項によるポイント交換は、会員本人による申し出において行うものとし、プリペイドカード交換管理台帳（様式4）により管理する。

（本サービスの変更）

第8条 センターは、会員に事前に通知することなく、本規程に掲げるサービスの内容又は提供の条件を変更することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 会員の個人情報は、センターが別に定める個人情報保護規程により取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成28年2月1日より施行する。

この規程は、平成28年10月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年10月1日より施行する。

この規程は、令和1年11月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第4条第5項の規定による別に定めるプリペイドカードの額等は次のとおりとする。

（1）NICEWEB申請システムで会員の登録、かつ申請をした場合

1会員につき2,000円（初回の申請に限る。）

（2）NICEWEB申請システムで申請した場合（令和4年4月1日から令和4年10月31日）

1申請につき1,000円

（3）建築基準法施行令第138条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる工作物の場合

（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

1申請につき1,000円

（4）電子申請に移行する場合のCポイント残数は、以下のとおりプリペイドカードと交換できる。

① 残数9ポイント以下 1,000円

② 残数10ポイント以上 2,000円